

山口県報

平成26年
10月21日
(火曜日)

目次

- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定の解除(三件)(環境政策課)……………一
- 公有水面の埋立ての免許(港湾課)……………二
- 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要
な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(会計課)……………三
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課)……………三
- 農用地利用配分計画の認可の申請(農業振興課)……………四
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………四



山口県告示第三百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十五年山口県告示第三十九号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十月二十一日

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域

山口県知事 村岡 嗣 政

光市大字光井字武田四七二〇の一部

- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第三百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十五年山口県告示第四十四号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字島田字八幡三三四四の一、二の一部及び同市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第三百四十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十一号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類

三 水銀及びその化合物
講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第三百四十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十六年十月二十一日

久賀港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二及び同大字字洲崎四三一六の一
二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線及び1の地点と17の地点を結ぶ平成二十六年春分の満潮位（D. L. +三・四四メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点（北緯三三度五十六分四七・五〇四秒東経一三二度一五四分四八・五〇四秒）（以下「基準点」という。）から五四度三三分四五秒三三七・二九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から九七度五三分〇二秒一・九七メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一八七度五二分五七秒〇・七〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九七度五三分〇七秒三一・二五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九七度四三分四二秒一九・一〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九七度四二分二八秒一九・九五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から九七度〇四分五〇秒一九・九五メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九六度四五分〇七秒一九・九五メートルの地点
- 9の地点 8の地点から九六度三三分二秒五〇・五五メートルの地点
- 10の地点 9の地点から六度二五分二一秒〇・七〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から九六度二九分二〇秒二・〇〇メートルの地点

- 12の地点 11の地点から一八六度二五分一三秒〇・六〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から九六度二七分一七秒二・四〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から六度二五分一三秒〇・六〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から九六度二三分〇六秒五・四九メートルの地点
- 16の地点 15の地点から九六度二三分三八秒三・三〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一九〇度五六分〇八秒〇・三九メートルの地点

(三) 面積

五九八・六四平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二、同大字字洲崎四三一六の二一及び四三一六の二〇並びに同大字字古町四五七四の二から同大字字阿弥陀寺四四四三の三までに沿接する一般国道四三七号地内並びに同大字字新蔵浜四七四九の二から同大字字洲崎四三一六の二〇に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑭の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から五六度一六分二七秒三三二・九一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から八度〇五分〇八秒一〇・九八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一九度三二分〇八秒五・八三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二五度〇三分三〇秒一〇・七四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二五度〇五分二六秒一九・四三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から四七度一〇分二二秒一・六二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から五六度〇五分四九秒三・一三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から六〇度三六分五五秒三・二七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から七度〇〇分三五秒二六・三〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一〇七度〇九分〇八秒二・三〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一〇〇度五八分一八秒一八・九〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一九二度三五分五三秒二八・一六メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一〇二度三五分〇一秒六・〇〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一九二度三四分一六秒三四・一〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二六七度五五分五五秒二・七四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二六七度五五分五五秒一〇・二六メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二六九度五四分五六秒四・七五メートルの地点

- ⑮の地点 ⑰の地点から二五六度四二分三秒一・七〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑱の地点から二一三度〇六分一九秒〇・六八メートルの地点
- ⑰の地点 ⑲の地点から二五二度四三分〇二秒六・五三メートルの地点
- ⑱の地点 ⑳の地点から二七三度五三分五秒一・六五メートルの地点
- ㉑の地点 ㉒の地点から二七八度〇七分四八秒六・二七メートルの地点
- ㉒の地点 ㉓の地点から二七六度三八分一五秒〇・七九メートルの地点
- ㉓の地点 ㉔の地点から二七八度〇〇分四七秒八・五一メートルの地点
- ㉔の地点 ㉕の地点から二七七度五九分一七秒二・七二メートルの地点
- ㉕の地点 ㉖の地点から二六七度〇二分五七秒三・二六メートルの地点
- ㉖の地点 ㉗の地点から二七八度一分〇七秒一三・八二メートルの地点
- ㉗の地点 ㉘の地点から二七八度二分一五秒七・四五メートルの地点
- ㉘の地点 ㉙の地点から二七七度三五分五九秒三・八二メートルの地点
- ㉙の地点 ㉚の地点から二七八度〇二分二一秒八・六四メートルの地点
- ㉚の地点 ㉛の地点から二七八度三六分二一秒八・五四メートルの地点
- ㉛の地点 ㉜の地点から二七九度一四分五七秒三・〇一メートルの地点
- ㉜の地点 ㉝の地点から二七八度二五分一九秒一三・六六メートルの地点
- ㉝の地点 ㉞の地点から二七八度〇五分〇七秒九・七八メートルの地点

三 埋立地の用途

九、三九三・一一平方メートル

用途	配置	規模
道路用地	埋立地の南側に配置	約二三〇平方メートル
埠頭用地	埋立地の北側に配置	約一九〇平方メートル
防災施設用地	道路用地と埠頭用地の間に配置	約八〇平方メートル

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 免許の年月日

平成二十六年十月十日

山口県告示第三百四十三号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

二中「中間検査業務並びに」を「中間検査業務、」に改め、「処分業務」の下に「並びに警備艇なごとの定期検査業務」を加える。



(三五八) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十四年五月七日から平成二十五年十二月十九日まで	下関市地籍簿	彦島桜ヶ丘町、彦島杉田町二丁目、彦島弟子待町一丁目、彦島待東町、彦島山中町一丁目及び彦島山中町二丁目の各一部
下松市	平成二十四年四月二十七日から平成二十六年三月五日まで	下松市地籍簿	大字来巻、大字河内及び桃山町の各一部
岩国市	平成二十四年四月二十七日から平成二十六年二月二十四日まで	岩国市地籍簿	周東町祖生の一部

二 認証年月日

平成二十六年十月二十一日

(三五九) 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十六年十月二十一日から同年十一月四日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積(平方メートル)
農事組合法人杵崎の里	山口市秋穂二島六二〇三	山口市秋穂二島字東下沖田五六二四ほか七筆	四、六二三
有限会社名田島農産	名田島二二四六	陶字上古田二〇〇一の一ほか九筆	一四、四六三

二 申請年月日

平成二十六年十月六日



公 告

一 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年十月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

警備艇ながとの定期検査業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十六年十月二十一日から同年十二月四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

平成二十六年十二月三日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十六年十二月四日午後一時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十六年十二月四日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年十一月二十五日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課（電話〇八三一九三三―〇一〇）にお問い合わせください。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration De-

partment, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the service to be required: Periodic inspection of Patrol Boat NAGATO

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 3, 2014

(If brought in person: 1:30 P.M. December 4, 2014)

平成二十六年十月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事